

自動車出入口設置の承認基準（道路法 24 条）

1 出入口の構造

- (1) 自動車の出入口の用に供する歩道部分（以下「出入口」という。）の構造は、別図を標準とします。
- (2) 出入口の設置工事に伴い、側溝又は地先境界ブロック等の取替え又は補強が必要となる場合はこれらも併せて行われるものとし、その構造は、別図のとおりとします。

2 出入口の設置箇所数

- 出入口の設置箇所は、国道・県道及び市道を合わせて同一敷地について1箇所とします。また、その敷地内の建物・事業の内容（消防法による危険物取扱所等）及び敷地面積が1,000㎡以上の場合は2箇所とすることが出来る。
- ただし、交通処理上等の理由により特に必用と認められる場合で、相互の間隔を原則として6.5m以上とするときは、2箇所とすることができる。

3 出入口の設置場所

- (1) 出入口の設置場所は、次の設置禁止区域(①～⑥)以外で道路交通上最も支障が少ないと認められる場所とします。
- ただし、周囲の状況から判断してやむを得ないと認められる場合は、次の⑥に規定する場所を除き、設置をできることとします。

出入口の設置禁止区域 ； (別紙参照)

- ① 道路の交差部、停止線より 5.0m 以内の区間、横断歩道より 5.0m以内の区間、停止線がない場合には、歩道と車道の境界部分より直線で8.0m以内の区間
- ② 消防施設の設置場所から 5.0m 以内の区間
- ③ 火災報知器の設置場所から 1.0m以内の区間
- ④ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10.0m以内の区間
- ⑤ 道路安全地帯の前後 10.0m以内の区間
- ⑥ 法令等により自動車の横断が禁止されている場所

- (2) 各宅地の出入口の設置が接する場合については、一宅地 3.0m までとし、6.0m までとします。8.0m の出入口の設置は行わないものとします。
- (3) 出入口は、街路樹・大型標識・道路照明その他の道路施設の移設を生ずる必要のない位置に設置するようにすることとします。やむを得ない理由により道路施設の移設を行う場合の費用は、出入口の設置者の負担とします。

4 出入口の幅

出入口の設置にあたっては、次表を標準とすることとします。

車種別区分	出入口巾	
	出入角度90°	出入角度60°
乗用・小型貨物自動車等（2 t程度）	4.0 m	—
普通貨物自動車・大型貨物自動車等 （6.5 t以下）	8.0 m	7.0 m
大型貨物自動車（6.5 tを超えるもの）	12.0 m	8.0 m

- 1) 上記に該当しない自動車については、軌跡図に基づき、別途、開口幅を決定することとします。

ただし、最大12.0mまでとします。

これ以上の場合、バリカ等の設置(車止め設置)を義務付け、全面開放は避けることとします。

歩道の切り下げが伴う場合の歩道部の施工については、車道組成標準型に基づいて、路盤施工することとします。

- 2) 特殊歩道（インターロッキング等）の施工に際しては、車道用の部材を使用することとします。路盤構成については、別途協議とします。

5 車止等の設置の指導

公共用または営業用の目的で多数の自動車を通行させるための出入口を設置する場合には、歩道内の自動車の通行若しくは駐車又は自動車の歩道内へのはみ出しを防止するための施設（車止め・さく等）を敷地内に設置することとします。

6 歩道の現状回復

出入口の廃止に伴い歩道の現状回復が必要となった場合は、設置者に道路法24条の規定による承認申請をし、工事を行うこととします。

7 設置に当たっての留意点

出入口設置にあたっては、出入口付近についての独占的な使用権を設定することではないので、通行の妨害とならないよう十分配慮して設置してください。